

「測量成果(地図)品質管理表彰制度」発足

平成 29 年度 測量成果検定から選考の対象となります

公益財団法人日本測量調査技術協会

この制度は、国土交通省が告示した作業規程の準則に基づき公益財団法人日本測量調査技術協会が実施する検定を受検した測量成果のうち、優れた成果及び作業機関を表彰することにより、作業機関並びに技術者の測量成果に対する弛まぬ努力を称え、更なる品質向上へとつながることを期待し制度化いたしました。

測量成果品質管理表彰の概要については以下のとおりです。

- ◇ 適用範囲
 - ・協会が実施する公共測量の測量成果検定を受検した、全ての測量成果及び作業機関に適用されます。
- ◇ 表彰の名称
 - ・優良表彰といたします。
- ◇ 表彰の対象期間
 - ・4月1日から翌年3月31日までの1年間(年度毎)を対象といたします。
- ◇ 審査
 - ・公平公正な表彰を実施するため、表彰委員会にて選考決定されます。
- ◇ 表彰式及び公表
 - ・表彰式は、協会が主催する測量調査技術発表会にて毎年実施されます。
 - ・優良表彰は、協会の Web サイト及び機関誌『先端測量技術』を用いて公表されます。

2017年12月7日